

熊本市障がい者福祉タクシー事業要綱

制定	平成	2年	4月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成	4年	4月	1日	健康福祉局長決裁 (略)
	平成	18年	3月	30日	健康福祉局長決裁
	平成	19年	3月	29日	健康福祉局長決裁
	平成	20年	3月	18日	健康福祉局長決裁
	平成	22年	3月	23日	健康福祉局長決裁
	平成	23年	3月	28日	健康福祉局長決裁
	平成	24年	1月	9日	障がい保健福祉課長決裁
	平成	24年	6月	21日	健康福祉子ども局長決裁
	平成	24年	8月	31日	障がい保健福祉課長決裁
	平成	27年	3月	30日	健康福祉子ども局長決裁
	平成	30年	2月	23日	障がい保健福祉課長決裁
	平成	31年	4月	1日	障がい保健福祉課長決裁

(目的)

第1条 熊本市障がい者福祉タクシー事業（以下「事業」という。）は、重度障害者の生活拡大及び社会参加の促進を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者のうち、現に本市に居住する者であって、かつ所得税を課税されていない者で、次号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項の知的障害者更生相談所により重度の知的障害者と判定され、市長又は熊本県知事からA1又はA2の療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める障害等級1級又は2級に該当するもの

(委託)

第3条 市長は、この事業の一部を委託により行うものとする。

(事業の内容)

第4条 この事業は、市の発行する各年度ごとに使用可能な熊本市障がい者福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を第2条に規定する対象者に対し交付し、タクシー料金の一部を助成することにより行う。

(利用券の申請)

第5条 利用券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、熊本市障がい者福祉タクシー利用券交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の所得税が非課税である事を証する書類
 - (2) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の申請は、利用券を使用する年度の前年度3月30日（この日が金曜日又は土曜日に当たるときは、その日に最も近い木曜日とし、この日が日曜日に当たるときは、その日に最も近い金曜日とする。）から受け付けるものとする。

(利用券の交付)

第6条 市長は、前条の申請がなされたときには、この要綱に基づく審査を行い、申請者が第2条に規定する対象者に該当すると認めるときは、申請者に利用券を交付するものとする。

- 2 交付する利用券は別表1の「種類」欄に掲げる利用券のいずれかとする。ただし、同表同欄中の患者等輸送タクシー利用券については、日常生活において車いす等を使用しなければ移動が困難と市長が認める者に限る。
- 3 第4条に基づく利用券の交付枚数は、第2条に規定する対象者となった月に応じて、同一人につき別表2に定める枚数とする。
- 4 利用券の有効期限は、前項の規定により当該利用券が使用可能な年度の4月1日から3月31日までとする。

(利用券の使用法)

第7条 前条の規定により利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が利用券を使用するときは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を携帯し、乗車の際は、これをタクシー乗務員に提示しなければならない。

- 2 1回の乗車における利用券の使用枚数は1枚とし、複数枚の使用はできないものとする。
- 3 利用者が利用券を使用した場合において、乗車料金が利用券の券面額に満たないときは、乗車料金を利用券の券面額とみなす。

(利用券の再交付)

第8条 利用券の再交付は行わない。ただし、破損又は汚損された利用券については、未使用であることを確認できるものに限り再交付を行う。

(利用券の返還)

第9条 利用券の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、本人又はその者の親族等で利用券を所有する者は、速やかに利用券を市長に返還しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(不正使用の禁止等)

第10条 利用者は、利用券の有効期限を越えて使用し、又は他に譲渡し、若しくは貸与する等不正な行為をしてはならない。

- 2 市長は、不正な行為により、利用券の交付を受け又は使用した者があるときは、その者に対して、既に使用された利用券の券面額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別表1（第6条第2項関係）

種類	券額面	利用できるタクシー
患者等輸送タクシー利用券	大型車 1,360円 中型車 1,090円 小型車 550円	(1) 社団法人熊本県タクシー協会に加入し、熊本市を営業区域としている個人又は法人のタクシーのうち、患者等輸送限定車（患者等を輸送するため寝台、リフト等必要な特別装備をした車両をいう。以下同じ。） (2) その他本市が事業を委託している個人又は法人のタクシーのうち、患者等輸送限定車
福祉タクシー利用券	450円	(1) 社団法人熊本県タクシー協会に加入し、熊本市を営業区域としている個人又は法人のタクシー (2) その他本市が事業を委託している個人又は法人タクシー

別表2（第6条第3項関係）

対象となった月		4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
利用券の 交付枚数	患者等輸送タクシー利用券	35枚	27枚	18枚	9枚
	福祉タクシー利用券	40枚	30枚	20枚	10枚

様式第1号

熊本市障がい者福祉タクシー利用券交付申請書

令和 年 月 日

熊本市長 様

申請者

住所

氏名

印

対象者との続柄

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

電話

()

熊本市障がい者福祉タクシー事業要綱第5条の規定に基づき、次のとおり利用券の交付を申請します。
なお、申請に対する決定において、対象者の市民税課税状況について調査されることに同意します。

対象者	申請者と同一人の場合は記載不要	
	氏名	
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	
住所	熊本市	
電話	()	
手帳状況	手帳番号	県 / 市 第 号
	交付日	昭和 / 平成 / 令和 年 月 日
	等級・程度	身1級 / 身2級 / 療A1 / 療A2 / 精1級 / 精2級
利用券	① 患者等輸送タクシー利用券(身1級、2級) ② 福祉タクシー利用券	
交付枚数	①	35枚 / 27枚 / 18枚 / 9枚
	②	40枚 / 30枚 / 20枚 / 10枚

《注意》

対象者：身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級

条件：本人が所得税非課税であること

※身体障害者手帳1・2級の方は交付時に普通車の福祉タクシー利用券か、
患者等輸送タクシー利用券か、を選択できます。(年度途中での交換は出来ません)

※確認事項

手帳 (等級)	手帳 (有効期限)	住民票	所得税	利用券	枚数	交付

受付番号

--

熊本市障がい者福祉タクシー利用券 受領書

熊本市障がい者福祉タクシー利用券を受領しました。

令和 年 月 日

氏名

印

(受領者が対象者本人以外の場合)

代理受領者氏名

印

続柄

(

)